

大阪府監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年2月28日

大阪府監査委員 大西 寛文
同 山本 浩二
同 岸本 佳浩
同 森田 秀朗
同 土井 達也

指示事項に対する措置

（自動販売機の公募について）

監査対象機関名	大阪府中央卸売市場	
監査実施年月日	委員 平成24年8月3日	事務局 平成24年6月21日から同月22日まで
	監査の結果	措置の状況
	<p>大阪府中央卸売市場（以下「市場」という。）では、自動販売機の設置について、公募を行うことなく、特定の者（市場内業者・組合）に対して、1台当たり17,300円／年で行政財産の使用許可を与えている。</p> <p>府の他の機関において公募により自動販売機を設置した事例と比較してみると、市場の使用料は明らかに低廉であり、公募の実施は、より多くの収益を獲得できる可能性が高いと言える。</p> <p>したがって、市場の厳しい財政状況をかんがみ、財産の有効活用を図ること及び業者の選定過程においてより透明性・公平性に配慮し、特定の業者にのみ便宜を図ることのないよう、自動販売機設置による行政財産の使用許可について、公募の実施を検討されたい。</p>	<p>市場は一般府民が自由に立ち入る施設ではないため、市場内（卸売場・仲卸売場等）に設置している自動販売機は、卸・仲卸業者等の従業員が主な利用者となっている。</p> <p>このことから、市場内の自動販売機の設置については、業務規程に規定する福利厚生施設に係る使用許可に該当すると考え、申請者と協議の上、まずは12台分を業務規程に基づく使用許可に切替えたところである。</p> <p>今後、申請者と協議の上、残る21台の行政財産使用許可分は平成28年度末をもって打ち切ることとし、申請者が従業員のために自動販売機の設置を希望し、業務規程に基づく申請を行う場合には設置を認めることとする。</p> <p>なお、一般府民の出入りがある管理棟の自動販売機については、本指示事項を受け、平成25年5月に公募を実施したが業者が1年で撤退。その後、平成26年4月にも公募を実施したが同じく1年で撤退している。よって、当分の間、管理棟の自動販売機の設置は見合わせることにする。</p>

委員意見に対する措置

(りんくうタウン活性化事業の今後の進め方)

監査対象機関名	大阪府住宅まちづくり部タウン推進局管理課	
監査実施年月日	委員 平成24年8月10日	事務局 平成24年6月19日から同年7月11日まで
	監査の結果	措置の状況
	<p>りんくうタウンの活性化については、平成23年度に戦略プランを策定し、その中で、国際医療交流の拠点づくり及びクールジャパンフロントのまちづくりといった2つの事業に取り組んでいるところである。しかし、当該事業のうち、後者の今後の取組においては、来場者数や経済効果額等の予測数値や事業運営のスケジュールといった計画面、パートナー事業者と府の役割・責任体制の面並びに事業の進捗管理の面においてそれぞれ課題が見受けられる。</p> <p>今後、当該事業のモニタリング方法、事業の再評価ルールを作成し、透明性の高い適切な管理を行われたい。</p>	<p>クールジャパンフロントのまちづくり事業については、平成26年5月30日にクールジャパンフロントのまちづくり開発運営事業者の公募を開始し、同年10月に企業からの提案受付を行ったが、応募する企業がなかった。</p> <p>このため、これまでの取組を点検し、課題等を明らかにするとともに、今後の施策・事業に活かすため企業ヒアリング等による検証作業を行った。検証の結果、事業期間が短く、投資の回収が困難であり、ビジネススキームの構築が難しかったことが応募がなかった要因と考え、クールジャパンをテーマとするまちづくり事業については取りやめることとした。</p>